肝・胆・膵疾患領域における医療訴訟の分析

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2017-03-20
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 岩井, 完
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://jair.repo.nii.ac.jp/records/2001962

授与機関名 順天堂大学

学位記番号 甲第 1793 号

肝・胆・膵疾患領域における医療訴訟の分析

(Medicolegal Assessment of Hepatobiliary Pancreatic Malpractice Claims)

岩井 完(いわい ひろし)

博士 (医学)

論文内容の要旨

肝胆膵の疾患については、手術・処置の難易度が高いこともあり、患者に重篤な結果が生じ死亡に至ってしまうケースも多い。そのため訴訟化するケースも少なくないが、医療訴訟は医師に大きな負担を強いるため、委縮医療の原因にもなりかねない。こうした医師の負担の大きい訴訟を少しでも減少させるべく、肝胆膵の医療事故発生の防止策を講じることを目的に、本調査では、肝胆膵疾患に関する医療訴訟の裁判例の分析を行った。

分析の結果、裁判所から過失があると認定された争点の類型に関しては、上位は、検査義務違反(16例)、説明義務違反(15例)、診断上の過失(15例)、術後管理上の過失(11例)、手技上の過失(6例)であった。

肝胆膵領域の疾患については、診断が容易でなく手術の難易度も高いものも多く、また想定外の合併症が生じるケースも少なくないことから、説明義務違反や診断上の過失、手技上過失等が認められる事例が多いであろうことは想定内であった。一方、検査義務や術後管理上の過失が認められる事例が、上位に位置することは必ずしも予想はしていなかった。

検査義務違反が認められた事例の内では、肝臓癌のスクリーニング検査(AFP検査やエコー検査等)の義務違反が多かったが、検査義務を履行できなかった理由については、過去に肝臓がんを否定する方向での検査結果が得られたため、定期検査の必要性について油断が生じたという類が多かった。肝胆膵の疾患においてルーティーン検査をスキップせずに履行することの重要性が再認識された。

術後管理上の過失については、ERCP後の急性膵炎や縫合不全等の合併症に対する管理上の過失が認められたものが多く、急性膵炎に対する術後管理上の過失については、医師の合併症に対する知識や対策の甘さが原因であるケースが多かった。肝胆膵の領域においては、想定される合併症に関し事前に十分に検討と対策を行うことの重要性が再認識された。

また、肝臓癌のスクリーニング検査については、平成11年2月25日の最高裁判決以降に 生じた事故で過失が認められた事例は1件しか見当たらなかった。最高裁判例が、医療機関に おけるスクリーニング検査の在り方に関し影響を与えた可能性が考えられる。

同様に、核黄疸に関する裁判例も、平成7年5月30日の最高裁判決の後に生じた事故に関する裁判例は見当たらず、最高裁判例が、核黄疸に関する患者への説明指導の在り方等に警鐘を鳴らした可能性が考えられる。